

四街道市住宅リフォーム補助金のご案内 令和6年度

四街道市では、住宅の品質確保の促進、住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化及び本市への定住促進を図るため、市内に住宅を所有し、かつ、居住する者の行うリフォーム工事に要する経費に対し、予算の範囲内において、住宅リフォーム補助金を交付しています。

(1) 受付期間・場所

受付期間は、令和6年4月8日（月）より令和6年5月7日（火）までの庁舎開庁時間内に建築課窓口で受け付けます。なお、申請者多数により予算を超えた場合は抽選となりますのでご了承ください。（※先着順ではありません。）

受付期間が過ぎて予算枠が残っていた場合は、令和6年12月27日（金）まで、先着順での受付となります。

(2) 補助の対象となる住宅・工事・期間等

補助の対象となる建物は、市内の一戸建て住宅、共同住宅（専有部分のみ）又は併用住宅（自己居住部分のみ）となります。また、建築基準法及び都市計画法に違反した建物がないこと（※特にカーポートなどの増築）

対象工事は、市内施工業者（市内に本店があり、市税等を滞納していないもの）による補助対象工事金額（消費税及び地方交付税を除く）20万円以上のリフォーム工事（機器・器具の設置又は交換は対象となりません。）で、本市で実施している他の補助金又は助成金の制度がない工事です。

業者との契約締結は、市の補助金交付決定後に行われることが補助要件です。（抽選がある場合は、交付決定が6月以降になります）

なお、対象地が地区計画区域内の場合は、工事着手30日前までに都市計画課へ届出書の提出が必要です。手続きの詳細については、都市計画課へ事前に確認してください。

期間については、補助金交付決定後に工事に着手し、当年度の2月末までに工事が完了し、完了報告書が提出できる工事となります。

(3) 補助の対象となる者

- ・1年以上継続して本市に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
- ・市内に住宅を所有し、かつ、居住するもので、市税等の滞納をしていない者
- ・交付確定のあった日から継続して補助対象住宅に10年以上居住する意思を有する者
- ・以前にこの告示による補助金を受けていない者

(4) 補助率及び補助金の上限額

補助対象工事金額（消費税及び地方消費税を除く）の100分の10の額（1000円未満の端数は切り捨て）とし、上限が10万円となります。

(5) 申請時に必要な書類

- ・四街道市住宅リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）
- ・誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- ・補助対象住宅の案内図
- ・納税確認書（申請者および市内施工業者分、市役所の収税課で記入押印をされたもの）
- ・リフォーム工事前の住宅の状況が明らかになる写真（L判等の場合はA4台紙に貼付ください。）
- ・リフォーム工事に係る工事見積書の写し（工事内容の数量及び単価が確認できる詳細な見積書）
- ・リフォーム工事の内容を明らかにする図面（工事見積書の数量が確認できるもの）及び仕様書
- ・委任状（代理者によって手続きを行う場合）

※地区計画の届出が必要な場合で、届出がされていない場合は受付できません。

※明らかに書類の不備がある場合は受付できません。

問合せ：四街道市役所都市部建築課

※その他必要があれば追加書類をお願いする場合があります。

審査指導係

TEL 043-421-6144